

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和6年度第6回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和6年10月4日(金)午後1時51分から午後3時50分まで
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、清本委員、池田委員、矢口委員 欠席者：清委員 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：子ども子育て支援課長、子ども子育て支援課子ども家庭支援センター係長、子ども家庭支援センター係主任、子ども育成課長、子ども育成課保育・幼稚園係長
報 告 事 項	令和6年度第5回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 事務事業の外部評価について 「No.14 子ども食堂推進事業」及び「No.13 休日保育事業」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第4回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(修正案)及び第5回会議で審議した事務事業4件のうち2件に係る外部評価(案)について確認し、以下のとおりとした。残る2件については会議時間の都合上、次回に審議を持ち越すこととした。 ○No.11 心身障害者(児)ガソリン費等助成事業 … 原案のとおり決定した。 ○No.12 福祉タクシー事業 … 原案のとおり決定した。 ○No.2 木造住宅耐震改修等助成事業 … 原案のとおり決定した。 ○No.9 民生児童委員活動支援事務 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No.10 地域福祉推進事業補助金 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No.15 雨水浸透施設設置補助金 … 次回の会議で審議することとした。 ○No.16 雨水貯留槽設置補助金 … 次回の会議で審議することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同	報告事項 令和6年度第5回行政評価委員会の会議結果について 令和6年度第5回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に基づき事務局から報告した。 会議録については、修正等があれば10月11日(金)までに事務局

一内容は一つに
まとめる。)

(発言者)

○印=委員

●印=説明員

■印=事務局

へ連絡することとした。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

議題1 事務事業の外部評価について

事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No.14 子ども食堂推進事業

子ども食堂推進事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

○ 財源内訳について伺いたい。令和4年度決算額は約270万円で一般財源約37万円に対し、令和5年度決算額は約200万円で一般財源約60万円だが、一般財源の比率が高い理由はあるのか。

● 都の補助基準が変更した。令和4年度は子ども食堂の実施で補助10分の10だったが、令和5年度は補助2分の1となったためである。当初は実施すれば10分の10を補助する考えだったが、徐々に見直され実施回数も月1回から週1回へと変更され、活動頻度の多い団体に補助を手厚くする形になった。令和6年度から週1回以上行う団体に対して補助し、実施体制や実施効果に重点を置いている。

○ 当面の都の方針として、週1回以上子ども食堂を行う団体という基準を満たせば補助を受けて展開していくことができる。

● そのとおりである。令和6年度現在、市内9か所に子ども食堂がある。基準を満たせば補助を受けられ、財源内訳にある国都支出金が増え一般財源は減り、市の負担は抑えられる。

○ 利用料金を徴収する団体としない団体があるが、この程度のばらつきは問題ないのか。

● 市に利用料金の問合せや苦情はない。中学生までは100円もしくは無料とする団体が多い。それに対し、保護者は300円以上の料金設定がされているが、民間団体の経営努力、独自の個性と捉えて容認している。

○ 利用料金の上限を設ける規定はあるのか。

● 規定はない。

○ 決算状況によると、収入の8割を市の補助金、2割を利用料とし、支出の大半は食材費など運営経費が占め、人件費はなく完全にボランティアで行っている。「団体収入に占める補助金の割合」が81%

とあり、公共性が高く市で重点を置いて実施している事業と分かるが、8割も補助する事業はあまりない。どのような考えで補助を開始したのか伺いたい。

- 子ども食堂の成り立ちは、関西地域のとある食堂が近所の子どもを集めて無償で食事を提供したことから始まる。その文化や考えが広まり子ども食堂が開設され、行政としても何らかの支援をするため補助制度を創設した。都においては人件費を除き、食材費や消耗品費を補助対象としている。コロナ禍では食堂運営が難しく弁当等の配食サービスも補助対象だった。
- 実施団体によって開催頻度、料金設定に多少のばらつきはあるものの、一定のニーズが認められ補助金で順調に運営していると分かる。
- 市で直営する場合は、調理員等の人件費がかかり現状の事業費では到底収まらない。地域の団体が有志を募り取り組んでいただいていることには感謝しかない。市としても補助制度のほか、市報や市公式ホームページでの広報、実施場所の調整等によりできる限り支援したいと考えている。
- 利用の対象に制限はあるのか。
- ない。特定の対象に限定していない。
- 事前に利用予約を必要とする子ども食堂もある。
- 運営側としてはお金よりもフードロスをなくすため、事前予約であらかじめ利用人数を想定している。利用実績に基づくデータから、平均20人程度利用のある団体は30人程度が受入れ可能な体制を整えて対応しており、利用できない事態になったとは聞いていない。
- 正直に言えば子ども食堂と聞くと貧困家庭を救うことがメインだと思ってしまうが、本事業の目的にそれを記さない理由はあるのか。
- 貧困家庭という括りをあえてしていない。子育ての悩みを抱える保護者や、孤立しがちな子どもが利用したくないと感じることがないよう、対象を限定せずに誰でも利用できる受入体制にしている。貧困家庭であるかを確認することもしていない。あくまでも子ども食堂を利用する子どもとその保護者、それを運営するボランティアの方との交流の場として位置付け、親子同士の居場所づくりにもなる。ボランティアの方に高校生がいるため異年齢交流もある。
- 必要とする方のため今後も行政で支援しつつ取組が拡充されてほしいが、現状は運営体制や実施方法がボランティア頼みだと感じる。将来、急に閉鎖する状況も想定されるので子ども食堂を安定的に持続していくためにどうしていくかの課題がある。
- 本事業はいつ頃開始したのか。
- 平成28年度からである。
- 事業開始当時の実施団体は継続しているのか。
- 1団体はボランティアが減少し活動を休止しているが、他の団体は継続している。また、令和5年度にはボランティアの方が事故に遭い一時休止している子ども食堂もある。
- 実施団体数は増えており、他団体が閉鎖されても別団体が立ち上がるため利用者数も安定的に増えている。

- そのとおりである。
- 今のところ実施団体は増えているので心配ないのかもしれない。ただボランティアなので継続が保証されていると必ずしも言えるものではない。十分留意し安定的に供給していくことが大事である。
- 補助金はいつ交付するのか。
- 年度が終了し決算額確定後に補助金交付を希望する団体が多い。年度当初に交付を希望する団体は概算払いもする。
- 物価の値上がりや光熱費等の経費がかかるため、今後も団体で予算が足りるのか先行きを懸念する。
- 食事を提供するが営業許可はいらないと思う。ボランティアの中に保健所の指導を受ける方又は食品衛生管理者がいるのか。
- 御指摘のとおり食品衛生法による営業許可はいらない。飲食店の子ども食堂の運営者には当該飲食店の食品衛生管理者を届出している方はいる。
- 衛生管理の観点から、万が一、食中毒などの事故が起きてしまわないか心配である。
- 開設に当たり保健所の指導を受ける条件を設けている。衛生上の観点から、コロナ禍における弁当を除き、提供された料理はその場で食べてもらい持ち帰りを禁止している。
- 指導を受けたか市で確認しているのか。
- 開設時に確認している。
- 定期的に指導を受けているのか。
- 定期的に受けているかは聞いていない。感染症の流行など保健所からの情報は団体に周知して対策するよう注意を促している。
- 設備が整わず営業許可は取得できないものの、保健所の指導の下で衛生管理して食事を提供するなら、個人の住宅でも開設しているのか。
- 個人の住宅も店舗もある。一般家庭のおすそ分けの形で不特定多数が何百人も訪れる形態ではないため営業許可もいらない。
- 調理する人は一般の主婦なのか。
- そのとおりである。調理師免許は求めてない。
- Walk 食堂や子ども食堂ぶどうハウスなど、ここ数年で立て続けに運営を開始した団体があり、有志だとしても前向きな姿勢であり感嘆する。市の努力によるものか。
- 子どもの居場所づくりや地域活性化など各団体から話を聞く機会に市から子ども食堂の取組を紹介している。中原地区元気プロジェクトという取組で高齢者の居場所づくりとともに十小学区、五中学区内で実現した団体もある。自宅で子ども食堂を開設したい方には地区会館などの公共施設で試行実施し、まずニーズを確認してみることも伝えている。
- 食堂の開設はなかなか大変であるが、ここ数年で実施団体が増えた背景を知りたい。貧困家庭が増えた、居場所づくりや交流の場でのニーズが高いなど理由はあるか。
- 体感的には、一つは新型コロナウイルス感染症の沈静化が挙げられる。感染法上で5類に移行したことに伴い、抑制していた活動を積

極的にやりたいと活発化した印象を受ける。以前から補助制度はあったが、令和4年度頃より実施したいと申し出る団体も増え、みんなの食堂みつ武蔵村山は市のアプローチではなく、団体から相談を受けて具体化につながった。もう一つは、こども家庭庁の発足や子ども施策の充実が挙げられる。

○ 今の話からすると、受け皿となる活動団体は子どもだけでなく高齢者を含めた地域の居場所づくりや関係性を構築することに関心がある。その団体の方たちが子ども食堂の取組や補助制度の情報を知り、市から提案を受けると実際の取組の形になり、活動に結び付いてきているという印象がある。

● そのとおりである。保健所の営業許可や届出も必要なく開設のしやすさが取組を後押ししている。有志の方で協力して取り組めて調理師免許も必要なく受け入れやすいと思う。

○ 西脇市の調査結果によると、小中学生のうち子ども一人での食事の割合は5%、兄弟のみの割合は5%で合計10%は親がいない状態で食事をする実態がある。また、子ども食堂について、行ってみたいという割合は11%、友達がいるなら行きたいという割合は26%で合計37%は利用したいと回答している。この点から約4割の子どもは地域とのつながりを求めている実態もある。

子ども食堂に行きたいが行けない理由として、最も多いのは実施場所が遠いことを挙げているが、一人では行けない・行かないとの回答もある。また、周囲からどう見られているかが気になるとの回答も13%ある。

貧困を理由とする方にきちんとした食事を提供したいと考えるなら、逆にそれだけに特化せずに友達も誘って気楽に行くことのできる場所を創出することが大切で、そうした子ども食堂の在り方が両方のニーズにも合っている。

○ 居場所づくりと考えたとき、子ども食堂に行けば食事是可以に人目があるから行けないという利用しない状態をなくすることが重要で、そのための創意工夫が大切だと思料する。それに対しては遊びや学習機会を併せて試みることも検討されており、子ども同士で食事や交流した経験は地縁関係の薄くなっている時代において地域との結び付きになるので、面白い試みだと思う。

○ 夏休みなど長期にわたり自宅で過ごす際に孤食になることもある。長期休暇中の居場所づくりなど、現状の週1回以上に捉われずに子ども食堂の役割や在り方も考えていただきたい。

○ 統計をとるのは難しいと思うが、子ども食堂を利用するのは貧困家庭の子どもなのか。あるいは居場所を求める子どもなのか。

● 子ども同士での利用もある。どちらか一方が誘い利用したと思うが、自宅に食事が用意されていて食堂に来る状況はないと推察している。母親が乳幼児と就学前の児童を連れて利用するケースが多く、同年代の母親同士がお互い顔馴染みになるなど関係性も生まれている。また、孤食の子どもがいる家庭にも案内することもある。当課で所管する子ども家庭支援センターで関わる家庭にも声かけし、食堂で話を伺うなどし、子ども食堂をきっかけに居場所づくりや相談に

つながるとよいと考えている。

- 相談や支援につながるケースはあるのか。
- 食堂で様子がおかしい子どもを見かけた際は市へ報告を依頼している。
- どういう状況があるのか。
- 保護者が強い言葉で叱りつける状況を見てボランティアの方が子ども家庭支援センターへ連絡したケースがある。
- 子ども食堂へのアンコンシャス・バイアスとして、やはり食事ができない生活に困窮する世帯の子どもへの取組というイメージが強すぎてしまう。子どもやその保護者に交流の場を提供するというイメージがなく、自分の子どもが子ども食堂に行くと言えば疑問を抱いてしまうかもしれない。
- きっと昭和の世代からすると貧困家庭の方が利用するというイメージが大きく、親世代も同様であると思う。他市の取組で学習指導を行う自治体もあり、それをアピールしていくのもよい。
- 親世代が利用予約することが圧倒的に多いはずだが、こちらが考えているより交流の場という認識が親世代に浸透しているのか。
- そういうPRを進めている。子どもの権利の考え方が取り上げられ、子どもに対する支援の仕方も変化している。貧困だけでなく、女性の社会進出もある中、どうしても子どもが家に一人でいる時間が多くなる、学校が終わった後に居場所がないなど、子どもの居場所づくりの一つとして子ども食堂がある。その中で学習支援や遊びの場を提供できる一つのツールになっているので行政の立場としてもそれを前面に出していきたい。子ども食堂が市民の居場所として安心して過ごせる場所だという周知が今後もより必要だと思っている。
- その点からすると、他市の調査結果で子ども自身が「周囲からの目が気になる」と言っているように親の認識が子どもに伝わり影響する。必要な方の利用を阻害することにもなる。現状は生活困窮世帯のための支援というイメージが強くなかなか変えるのは難しいが、既に居場所づくりという方針を掲げているので困っている方へ支援をつなげる努力を継続していただきたい。
- これまでの話をまとめると、本事業は、民間団体等が行う子ども食堂に対し、その運営に要する経費の一部を補助することにより活動の充実を図り、もって児童福祉の向上及び子育て世代の負担を軽減することを目的としており、その意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

また、市報等による事業の周知に加え、団体等に対して積極的にアプローチすることで子ども食堂の開設数を増加させ、子どもの居場所づくりという側面だけでなく、地域住民による見守りと連携し、支援が必要な子どもたちへの早期介入につなげていることは評価できる。

しかし、本事業の推進に当たっては、保護者世代において子ども食堂に対する生活困窮世帯への支援というイメージが強く、その子どもたちへも同様のイメージが波及することが子ども食堂の利用を阻害する一因になっていると推測される。

よって、真に必要としている家庭への適切な支援につなげるため、居場所づくりや地域交流の拠点として積極的に周知するなど工夫改善を行うことにより、今ある子ども食堂のイメージを払拭し、理解の定着に努めることが肝要である。

さらに、距離的な要因で子ども食堂を利用できない事情等を考慮した実施場所の検証や学校などの長期休暇中における孤食を解消するため臨時的な運用を実施する等、効果的な事業へと発展させていくことを期待したい。

No. 1 3 休日保育事業

休日保育事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 令和5年度実績で利用延べ人数5人とあるが、1人で複数回利用することもあるのか。
- 令和5年度は2人で合計7回利用している。
- 利用者2人はあまりにも少ない。理由は把握しているか。
- 詳細は分析していない。父母のうち、片方が日曜日に勤務する状況が生じて、もう片方が自宅で子どもの面倒を見るなど、何らかの方法により休日保育を利用しなくても支障がなかったと考えられる。
- 突発的な状況で利用できるのか。
- できない。休日勤務の実態を把握するため、事前に保育施設に就労証明書を提出し、必要性を確認した上で利用申込をしてもらう。
- 常態的に休日に働いていないと利用できないのか。
- そのとおりである。
- 毎週ではなく隔週や月1日の頻度でも対象になるのか。
- 休日に就労する保護者で保育を必要とすれば対象になる。
- 一時保育はあるのか。
- 市内保育園4か所で一時保育を実施しているが、日曜日は実施していない。
- 日曜日に急遽仕事になった保護者が申込みしてすぐに利用できる制度かと思ったが少し違う。
- 就労証明書を提出すれば利用できる。月曜日から金曜日まで就労する場合も必要性を認定しているので、それに加えて日曜日でも勤務が必要な状況と認定しないとイケない。
- もともと保育所の利用を認定されている方なら突発的であっても休日勤務した事実があれば、事後に就労証明書を提出してもよいか。
- 事前に提出が必要である。
- 就労証明書の発行に時間がかかる会社もある。
- 現状では突発的に利用することは難しい。
- シフト制で毎週日曜日に勤務する必要がある保護者はその都度子どもを預けているのか。
- そのとおりである。
- 実際の現場では誰かの代替えで出勤するなどし、急遽預けたいこ

とも生じる。当日預かってほしいと依頼しても駄目なのか。

- 当日の対応は難しい。
- 雇用する立場からすると、休日出勤の都度、就労証明書を作成するのは煩雑なので、手続を簡素化していただきたい。使い勝手のよい制度にしないと結局予算の無駄遣いになってしまう。
- 休日は緊急対応で預かることができる体制を整えた方がよい。対象を園児か小学生までとするかは一概に言えないが、市内のどの保育園で保育士何人が常駐し定員何名まで預かるなど、違う支援の形があってもよい。
- 園は休日保育の申込日だけ保育士を勤務させる体制なのか。
- 預かる園児がいない場合は勤務しないと思われる。
- 国の基準に即して補助すると思うが、年間利用人数に応じて補助額が決まるのか。
- 園で休日保育を実施しているという位置付けがある。利用実績ではなく年間休日保育を実施する保育所で休日保育加算を受けられる。
- その話からすると、実際は2人しか休日保育を利用しておらず、対象園児のいない場合は保育士の出勤も必要ないが、制度の実態として休日保育加算が計上されて補助金が支給されている。
- そのとおりである。
- それはもったいない。
- 園の実施体制を整える費用なのだろう。
- 休日保育の利用の有無はともかく園で保育士のシフト体制を組んでいると思われる。
- 実現可能かは別として、市民の要望として急に休日勤務する必要があった際、市内に一か所でも預けられる園があるとよい。普段は別の園に預けていても、勤務当日すぐに預けられて、就労証明書は後日に提出できる形がよい。
- 休日にも一時保育が継続されたらよい。子育て世帯にとってニーズが高いと思う。
- 市内全ての園で休日保育を行えば、普段から子どもを預けており就労証明書の提出は必要ない。一年中預けることができる園があれば保護者は楽になるものの、費用が見合わない。
- 現状の事業費350万円で仮に3園に増やすなら約1,000万円かかるが、市で負担して捻出したとしても休日保育が必要な子育て家庭の目線からすると助かるかもしれない。
- 就労だけでなく病気などでその日都合が悪い時に一時的に預けられたらよい。
- それは平日であれば一時保育で対応できると思う。
- 御指摘のとおり、病気や通院等の理由で保護者が子どもの面倒を見られない場合、一時保育で対応できる。
- 本事業とは別の話となるが、一時保育について、使い勝手の良し悪しの課題や、十分な周知がされているかを確認してほしい。
- 令和6年度から実施場所を変更したとあるが、利用人数を増やすための判断なのか。

- 御指摘のとおり実施場所を榎地区から大南地区に変更した。大南地区は就学前人口が多いためニーズが高いと思われる。また、以前の園では騒音関連の相談がありそれも考慮している。
- 大南つぼみ保育園しか実施しないのか。
- 園の実情を踏まえると、他の保育園での実施は困難である。
- 園の立地は本市の中心部でなく立川市に近いので市民にとって通いにくいことはないか。
- 懸念事項と考えている。
- それにしても利用人数2人は少なく、更に潜在的なニーズがあると思われる。一時的ではなく常態的に休日に保育を必要とする家庭があるとして、なぜ利用されないかを把握する必要がある。
- お金を出せば預かる保育所はあるので利用する保護者もかなり多いと思う。
- 御意見のとおりだと考えている。
- 千葉県のアナケート調査結果によれば、休日保育のニーズについて人口97万人に対し年間延べ7,800人が必要と回答しており、本市の人口に換算すると560人程度となる。また、江戸川区の調査結果によれば、保育所利用者のうち休日保育を利用したい人は16%であり、本市の保育所等利用者数1764人に換算すると282人となる。比較するとかなり少なく、何らかの原因があると思う。
- 子ども計画の策定に当たり、令和5年度に子育て支援に関するニーズ調査の結果、日曜・祝日の保育の利用希望者は329世帯中79世帯いることが分かり、推定になるが一定の需要はあると捉えている。利用しやすい仕組みを検討するため、現在利用している方にアンケート調査を行いたいと考えている。
- せっかくアンケート調査を行うなら、保育所に協力してもらい休日保育を利用したいが現状は利用していない方を対象に調査し、その理由を把握してほしい。潜在的なニーズに応えるためにどうすればよいか考えていただきたい。
- 現状は祖父母に預けるなどで対処していると思う。
- 評価が難しい。定員を満たすなら要件を緩和することで定員は増えると思うが、いくら補助金の加算があるとは言え、保育士の負担や、就労証明書の提出など課題がある。
- 共働きで子どものいる世帯なら保育所に預けたい保護者は多いと思うが、何らかの方法でやりくりしている。休日に預ける際に就労証明書を求められると利用を躊躇するかもしれない。
- 定員を満たしていないがどこまで線引きするかで定員を超える可能性もあり、場合によっては対応する保育士の許容を超えてしまう。
- 定員を超えるなら園の実施体制を整える必要もある。現状、利用されたい方を全て補っていると言えないが、特に支障や苦情等はないので維持していきたい。
- 本市で2歳児クラス以上の就学前児童と対象を制限した理由を伺いたい。
- 対象は令和2年度の事業開始当初から変更していない。0歳児や1歳児は、保育士の確保や慣らし保育が必要となり、通い慣れた園で

はなく別の園で預かると様々な状況が想定される。現状支障なく実施できる2歳児クラス以上で対応している。

- 今の話で課題があると分かった。他の自治体は生後4か月から預かる場合もあるが、どのように課題をクリアしているのか。
- 休日保育を行う前に、慣らし保育や事前面接を実施し子どもの健康状態を把握して対処していると推測する。初対面のまま休日保育で預かると健康状態が分からず、事故が起きかねない。それを含めて慎重を期するため本市では条件付けしている。
- その条件の有無で利用人数が大きく変動しないか。
- おそらくないと思われる。
- あまり利用人数が変動しないならよいが、制度上の理由によって利用者のニーズが抑制されるのは好ましくない。できるだけ利用者のニーズに応えられるよう対応することが重要だと思料する。
- 受入れ側はどの位の人数がよいのか。
- 現状、0歳児や1歳児では多くの児童を見ることがなかなか厳しい。2歳児クラス以上就学前児童で、例えば3歳児であれば保育士1人で多くの児童を見ることができる。平日保育を行う中で休日保育を行う職員のシフト体制の確保等が厳しいと園から聞いているが、需要があるため協力を依頼している。
- これまでの話をまとめると、本事業は、休日等に保護者の就労のため保育を必要とする児童を保育することにより、保護者の子育て及び就労支援を行うことを目的としており、その意義が認められる。また、一定の利用ニーズがあることから、今後も継続することが適当である。

他方、休日保育の利用実績はあるものの、利用者が定員を満たしておらず潜在的なニーズの把握や本事業が休日の就労が常態化する子育て世帯への支援にどの程度寄与しているかの効果検証が課題となっている。

よって、就労形態の多様化に伴い保護者が休日保育に当たってどのような課題を持ち、支援が必要なのかなど、保育所等の関係機関と協力し、そのニーズや本事業を利用するに至らない理由等の実態を調査したうえで本事業の利用要件や運営方法等を検証し、より効果的な事業へと発展させていくことを期待したい。

さらに、子育て支援の観点から休日を含めた常時一時保育などについても検討等を行い、利用者のニーズを捉えた保育サービスを提供していくことが肝要である。

議題2 行政評価委員会としての意見整理

第4回会議で審議した事務事業3件の外部評価（修正案）及び第5回会議で審議した事務事業4件の外部評価（案）について提示した。

No.1 1 心身障害者（児）ガソリン費等助成事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 1 2 福祉タクシー事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 2 木造住宅耐震改修等助成事業

- 原案のとおりでよろしいか。
- 異議なし。

No. 9 民生児童委員活動支援事務

- 第一段落に「民生・児童委員」という単語が何度も記載されているため削った方が分かりやすい。
- 第二段落の「他方、」以下の文章について趣旨は合っているが抽象的で分かりにくい。なり手が不足する理由として、責任ある仕事の割にはボランティア性が高いこと、ニーズが複雑かつ多様化して仕事が増えて負担が大きいこと、根本的な問題として地縁関係が薄くなり高齢化が進行していることは併記して書いてもよい。また、平均活動日数や活動費のことも盛り込んでもらいたい。よって、「近年、複雑かつ多様化する市民の課題に対応する責任ある役割を月平均14日間の活動日数で行う負担の大きい仕事であること」と、「非常勤特別職の公務員であるがボランティア性が強く、活動費が月8,800円支払われるのみであること」をつなげて、最後に「地縁関係が薄くなり高齢化が進む中で、担い手不足が深刻になっている」の趣旨に修正していただきたい。
- 第四段落の「体験型インターンシップ制度の導入」には民生・児童委員の補佐的な仕事をしてもらうこと、民生・児童委員の活動を周知し認知してもらうこと二つの意味があると思う。よって、「定員数の増加や、」の後に「民生・児童委員が相談支援業務に専念できるよう事務的な業務に補佐員を配置することを検討することを求めたい」とし、続けて「検討に当たっては、体験型インターンシップの導入などの創意工夫をすることが望ましい」旨の趣旨に修正していただきたい。分けて書くことでコストだけでなく周知についても伝えることができる。
- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No. 1 0 地域福祉推進事業補助金

- 第一段落の「利用登録者数も増加しており」の記載について、利用者数と利用登録者数の違いもあるが、それは増えているのか。
- 交付団体の利用会員数は増加しているとある。
- 分かりにくいいため、利用実績から一定のニーズがあるとした方がよい。
- 「特定非営利活動法人等」という単語が何度も記載されているため「NPO法人」に省略した方が分かりやすい。
- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

	<p>No. 1 5 雨水浸透施設設置補助金</p> <p>■ 会議時間の都合上、次回の会議に審議を持ち越すこととしたい。 ○ 意義なし。</p> <p>No. 1 6 雨水貯留槽設置補助金</p> <p>■ 会議時間の都合上、次回の会議に審議を持ち越すこととしたい。 ○ 意義なし。</p> <p>議題 3 その他 次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。なお、予備日として設定していた10月7日(月)の会議は開催しないこととした。</p> <p>【質疑・意見等】 ○ 特になし。</p>
--	--

会議の 公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： 0 人
---------------------	---	----------

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	企画財政部 企画政策課 (内線：374)
-------	----------------------

(日本産業規格A列4番)